

地域密着型サービス事業者公募指定申請手続に関する Q&A

地域密着型サービス事業者公募指定申請手続に関するお問い合わせの内容をまとめました。
公募指定申請を行う予定の事業者の方は、必ず確認してください。

公募指定申請及び指定候補者の選定について

問 1 同一法人が、複数の地区に公募指定申請を行うことは可能ですか。

A: 可能です。ただし、すべての計画が指定候補者として決定した場合に、全事業を実施できることが条件となります。

問 2 事業所は、新築及び既存建物の増改築のどちらも可能ですか。

A: 可能です。

既存建物を利用する場合であっても基準および利用者の処遇上の観点で十分な設備を備えることが求められますので、必要な改修を行っていただく事になります。

問 3 事業所及び事業予定地は、賃貸も可能ですか。

A: 可能です。

問 4 公募指定申請、事前協議申出の時点で、事業予定地を特定しなければなりませんか。

A: 事業予定地を特定することが必要です。(購入等により確保する必要はありませんが、公募指定申請や事前協議申出の前に地権者との折衝には着手してください。)

問 5 募集対象圏域の順位付けはありますか。

A: 事業の開始年度は、第7次の地域密着型サービス事業の計画に基づきます。また、市内の地域密着型サービスの整備状況及び圏域のバランスを踏まえ、決定します。

問 6 介護事業の実績のない法人でも事前申出は可能ですか。

A: 可能です。ただし、指定基準上、経験を有するものを配置することが必要となる場合がありますのでご確認ください。また、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、法人代表者の要件も定められています。

問 7 公募指定申請、事前協議申出の時点で職員を確保している必要はありますか。

A: 指定を受ける際には、基準で定められた人員を配置していなければなりません。公募指定申請や事前協議申出の時点で確保している必要はありません。

問 8 公募指定申請や事前協議申出の時点で、基準上定められている研修を修了していなければなりませんか。

A: 公募指定申請や事前協議申出の時点では修了していなくても構いません。

問 9 公募指定申請時、事前協議申出時の提出書類における法人代表者とは、代表取締役のことを指すのですか。それ以外の者は該当しませんか。

A: 法人代表者とは、代表取締役等の登記上の代表者を指します。

なお、法人の行う介護事業について統括し、これに係る決定権を持つ役職者がいる場合には、その者の経歴書についても併せてご提出ください。

問 10 公募指定申請時、事前協議申出時において法人として登記している必要はありますか。

A: 公募指定申請時、事前協議申出時において法人格を取得していることが要件となります。

問 11 地域密着型サービスの整備費補助制度はありますか。

A: 藤枝市介護サービス提供体制整備事業費補助金を活用し、施設整備、開設準備を進めていきます。